

資料番号	4
------	---

令和5年6月30日
課名 土木建築局道路河川管理課
担当者 課長 宮津
内線 3884
課名 土木建築局河川課
担当者 課長 水頭
内線 3928

気象業務法及び水防法の一部改正に伴う県の対応について

1 要旨・目的

このたび、一級水系において、国の予測水位情報を用いて、県が洪水予報河川として運用可能となるよう、気象業務法及び水防法が改正（令和5年5月31日公布）されたため、この改正に伴う県の対応について報告する。

2 現状・背景

近年の激甚化・頻発化する災害発生状況を背景に、防災減災のための予報・警報の高度化が求められており、国では、一級水系において、県管理河川を含めた本川・支川一体で水位予測を行うモデルを構築し、運用することとしている。

これを踏まえ、国は、本川・支川一体の水位を予測する過程で取得した県管理河川の予測水位情報を、県の求めに応じて提供し、県が洪水予報河川として運用することが可能となるよう、法を改正した。

3 概要

(1) 対象者

県民

(2) 事業内容

ア 対応方針

一級水系の県管理河川を対象とし、洪水予報河川に指定する河川を選定した上で、国の予測水位情報を活用し、洪水予報の早期運用を目指す。

イ 取組の進め方

- 予測水位情報の提供に関する協定を、中国地方整備局長と広島県知事において締結する（令和5年6月27日締結）。
- 洪水予報河川として指定する河川については、予測情報の検証を行うとともに、流域の人口・資産、河川特性等を踏まえ選定を行う。
- 選定した河川については、システム構築等を進め、段階的に運用を開始する。

(3) スケジュール

内容	実施主体	R5	R6	R7以降	備考
予測情報の検証	国・県	協定 ●→		洪水予報河川の運用を順次拡大	予測水位情報の提供に関する協定 (中国地方整備局長⇄県知事)
指定河川の選定	県・市町	→			
システム構築 運用体制の構築	国・県		協定 ●→		洪水予報業務に関する協定 (気象庁長官⇄県知事)
運用開始	国・県		●		令和6年度から運用予定

(4) 予算（補助事業・単県）

—

4 その他

本県における洪水予報河川の指定状況は以下のとおり。

河川種別	適用
洪水予報河川	<p>【指定根拠】 水防法第 11 条</p> <p>【定 義】 流域面積が大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川</p> <p>【目 的】 今後の水位動向を予測し、住民及び水防管理者等に情報提供することで、時間的余裕を持った避難行動及び水防活動を実現する</p> <p>【指定状況】</p> <p>[県指定河川] 1 級水系：0 河川 2 級水系：2 河川 〔黒瀬川、沼田川〕</p> <p>[国指定河川] 1 級水系：10 河川 〔太田川、三篠川、根谷川、江の川、馬洗川、西城川、神野瀬川、芦田川、高屋川、小瀬川〕</p>

※県が管理する河川数は 499 河川